

# 寺崎小学校 いじめ防止基本方針

佐倉市立寺崎小学校

令和8年4月改訂

# 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもつことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識をもって、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが起こらないように取り組まなければなりません。

いじめの理解に対しては、加害・被害という二極だけにとらわれず、傍観者など周囲の一定の関係にある児童に対しても、道徳授業の工夫改善等による未然防止策、学級指導等による早期の対応策を講じます。

寺崎小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題の対応にあたっては、正確に丁寧な対応を行い、隠ぺいや虚偽の説明を行いません。学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い、「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

## 3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

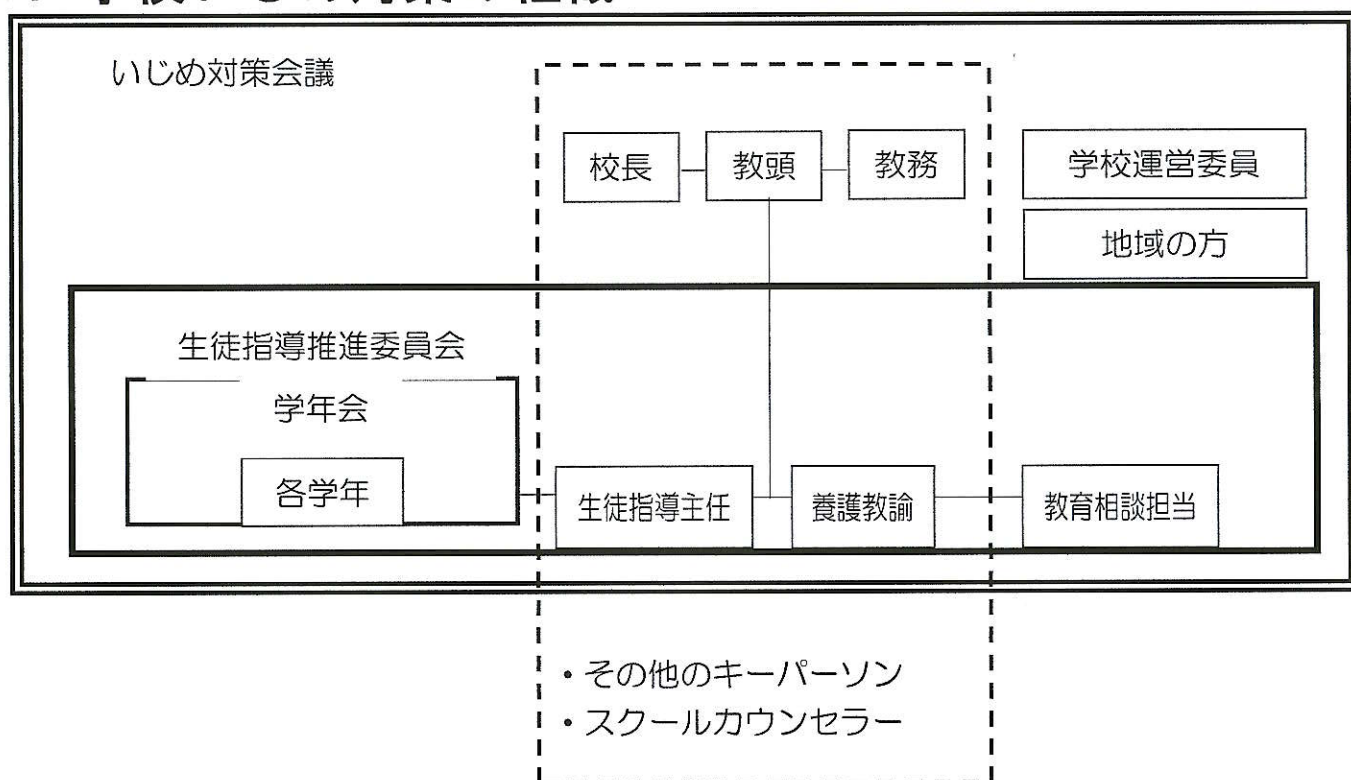
「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため、見過ごされることがあります。トラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても、解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- 無視や仲間外れのような、心理的なもの
  - 暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む）
  - 悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
  - 強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
  - 金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
  - ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メール、SNS を使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの）
  - 感染症によるいじめ（感染者、その家族、医療従事者等に対するもの）
- \*一見、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害に遭っている場合もあると考えられます。背景にある事情を丁寧に聞き取り、児童の感じる被害性に着目しながら、いじめに該当するか否かを判断し、指導に当たります。

## 4. 学校いじめ対策の組織



#### <生徒指導推進会議>

##### ○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導副主任、  
各学年生徒指導担当、養護教諭

- ★会議を適宜開催
- ★学校いじめ対策基本方針の策定における中心組織
- ★具体的な年間計画等の作成及び見直し
- ★学校におけるいじめ防止の取り組みが、計画的に進んでいるかのチェック
- ★研修等で周知理解を図るものがある場合は、研修を行い、共通理解を図る。

#### <生徒指導会議>

##### ○メンバー 全職員

- ★毎週月曜日、生徒指導に関わる情報の共有を実施

#### <学年会>

##### ○メンバー 学年主任 学年担当教員

- ★1週間に1回開催
- ★児童の学校生活上の変化や具体的な問題行動等に関する情報の収集と記録

#### <いじめ緊急会議> (重大な・早急な対応が要される事案発生時)

##### ○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導副主任、  
各学年生徒指導担当、養護教諭

- ★情報の収集と記録
- ★具体的な対応策と情報の共有
- ★ケース会議

## 5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細やかな指導と支援です。学校職員が丸となって、すべての子どもたちの長所を発見し、その存在感が発揮できる環境づくりを進めながら、教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度によって、子ども一人一人のよさが、学級学年において補完的に発揮され、互いを認め合う関係が構築されていきます。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰を含む威圧的な指導は、いじめを助長することにもつながることや、過度の競争意識、勝利至上主義で成果を求めることに走ることは、児童の心理的な負担を高め、いじめを誘発することなどを意識し、温かい人間関係づくりを心掛けていきます。

### (1) 授業について

・それぞれが担当する授業において、生徒指導の機能をいかした「わかる授業」の実践を目指します。

- ① 児童に自己決定の場を与えること
- ② 児童に自己存在感や自己有用感を与えること
- ③ 共感的人間関係を育成すること

### (2) 道徳教育の充実

・道徳の授業においては、いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

・その他教科や学校行事等とも連携を模索し、教育活動全体を通して、思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

#### ① 道徳科の授業において

具体的に、各学年において「思いやり」等の価値に関する資料を年間計画に位置付け、重点的に指導していきます。

#### ② 豊かな人間関係づくり

自分の気持ちに目を向けるよい機会として、自分の心のありようを正しく理解し、よりよく気持ちを伝えあう手立てを具体的に身につけられるような授業実践を行います。

#### ③ いじめゼロ宣言

- ・「みんななかよし」を合言葉に、学校全体としていじめを絶対に許さない、いじめゼロを目指していくという強い意識をもちます。
- ・いじめゼロ宣言に対する学級標語を作成し、意識の高揚を図ります。作成した標語は、校内や学級に掲示します。

#### ④ 人権週間

- ・人権週間を12月に設定します。人権週間に合わせて、人権集会を全学年対象として行います。内容に合わせた、事前事後の指導を充実させ、高まった思いを表現させるような取り組みを取り入れます。
- ・人権標語コンテストに合わせて、全校児童は人権標語を作成し、意識の高揚を図ります。作成した標語は掲示します。

### (3) 体験学習の充実

・自然や生き物、新しい物事に触れることで感動したり、自分たちで計画し実践したりすることを通して、充実感や達成感を得たりできるように活動を企画し、人間関係をより深められるようにしていきます。

- 1年生：地域ボランティアの方との昔遊び交流会【心のふれあい】
- 2年生：校外学習【グループでの協力】
- 3年生：校外学習【グループ活動での達成感】
- 4年生：地域ボランティアの方との安全マップ作り【他者との協力と達成感】
- 5年生：宿泊学習【計画と実践による達成感、よりよい人間関係の構築】
- 6年生：修学旅行【計画と実践による達成感、よりよい人間関係の構築】

#### (4) 相談体制の整備

様々な教育相談の実践により、児童の変化を素早くキャッチし、悩みに寄り添える体制を整えます。

- ・教育相談週間として、定期相談を年間2回（6月・11月）行います。また、1月に次年度に向けた希望相談を実施する。
- ・発達段階に応じて、相談相手を変えながら実施する場合があります。
- ・学校だよりで、相談窓口を保護者にも周知し、いつでも誰にでも相談ができるようにします。
- ・校内に「相談箱」を設置します。いつでも誰でも自由に悩み事を投函できるようにします。投函された手紙は、毎朝、養護教諭が回収し、対応をしていきます。
- ・体罰、いじめ、セクハラ相談員を2名、児童の悩みを聞く、悩み事相談員を3名（悩み事相談員、教頭、養護教諭）配置します。
- ・年度末、6年生を対象に、中学進学に向けての不安や悩みの相談を目的とした、スクールカウンセラーとの面談を実施します。

#### (5) 定期的なアンケートの実施

いじめを早期発見できるように、以下のアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・小さな悩みや友だち同士のつながりの中から、いじめの芽を発見し対応できるようにするため、「長期休み明けアンケート」や「生徒指導アンケート」、「教育相談アンケート」を定期的に行います。
- ・結果については、管理職や悩み事相談員に報告し、指導は、複数の教員であたるようにします。

#### (6) 業間・昼休みの見守り体制

いじめは、教師の目の届かないところで起こることも多いことを意識し、休み時間の見守り体制を構築します。各教室や廊下、グラウンド等をそれぞれの学年で分担しながら巡回し、人間関係の変化を早い段階で見つれたり、危険な行動を防止したりできるようにします。

#### (7) 情報機器、インターネットを通じて行われるいじめや問題行動への対策

情報機器に対する正しい知識を身につけ、具体的な危険性もイメージできるよう

にし、情報を正しく収集・判断しながら、実生活の中で有効に活用できるようにしていきます。

- ・年度当初や長期休暇の前に、情報モラルや実際の課題に応じた指導を行います。
- ・情報機器の利用場面がより身近になると思われる3学年より、特別活動、道德などの時間を活用し、情報モラル教育を行います。
- ・SNSや個人から複数人でのテキストチャットや音声通話などが行うことができるアプリケーションの使い方については、危険性を児童、家庭に啓発していきます。
- ・通信会社による、高学年向けにスマホ・ネット安全教室の開催をします。
- ・チャット機能のあるFPSゲームや課金機能のあるアプリの危険性を児童、家庭に啓発していきます。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察等関係機関に相談し、対応していきます。

#### (8) 感染症に関する人権侵害及びいじめに対する対応

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大に対して、社会全体として感染した人に対する心ない悪口やいじめ、人権侵害に当たる行動が問題となっています。そのような行為は決して許されることではないこと、そのような行為が見られた場合は、迅速に問題に対応していきます。また、放送等を通して啓発活動を行います。

#### (9) 保護者への啓発活動

年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針を広く周知し、協力と情報の提供について依頼しながら、家庭や地域と協力しながら問題に対応していきます。

- ・学校だより、学年だより等を通して啓発活動を行います。
- ・学校経営説明会や学級懇談会、教育ミニ集会等を通して、啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通して啓発活動を行います。
- ・上記の方法を用いて、いじめにあった際の児童の変化の特徴について知らせます。
- ・道德教育に対して、保護者にも考えてもらえるように、各学級、年に1回は授業参観において道德の授業展開を努めていきます。
- ・スクールカウンセラーの勤務日、予約の方法等を周知し、活用できる環境を整えます。

#### (10) 学校以外の相談機関

学校に相談しにくいからといって、一人で抱え込むことがないように、外部相談機関について、児童、保護者に周知します。

相 談 機 関	電 話 番 号	相 談 時 間
佐倉市役所教育電話相談室	043-484-6611	市役所に準じる
佐倉市教育センター	043-486-2400	月～金 9:00～16:00
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間
子どもの人権110番	0120-007-110	千葉法務局内 月～金 8:30～17:15
ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497	月～金 9:00～17:00
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
チャイルドライン千葉	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

## 6. いじめを発見した際の早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要となります。子どもを取り囲むすべての大人が互いに連携し、児童の些細な変化に気付くことが早期発見につながります。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、気づきにくいだけでなく、判断しにくいことが多くあります。些細な兆候であっても、早い段階からの的確に情報を共有し、積極的にいじめを認知し、関わりをもっていくことが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

### (1) 事実の確認

#### ◇いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を、注意深く見守ります。
- ・「生徒指導アンケート」から気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・生徒指導会議で他の教職員からの情報を共有します。

#### ◇事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、まずは担任、当該学年主任や生徒指導主任、管理職などが連携し、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、すべての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します。（時系列／児童別）
- ・確認したことをもとに、生徒指導緊急会議で事実を共有します。

#### ◇指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係性、家庭の状況等を考慮し、生徒指導緊急会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

## (2) いじめを受けた児童、保護者への支援

### ◇事実関係を正しく確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し、協力を依頼します。
- ・状況に応じて、関係機関へ相談するなど、専門性を活用して支援にあたります。

### ◇いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で、問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を取り除けるように努めます。
- ・複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくります。
- ・必要に応じて、別室指導、保健室登校など、当該児童にできうる手段を講じます。
- ・解消に向けての取り組み中においても、いつでも相談できる体制をつくります。

## (3) いじめを行った児童への指導

### ◇行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為をふり返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場を設け、相互に気持ちを伝え、理解し合い、今後の良好な人間関係構築につながるよう支援します。
- ・自分を省みなかったり、繰り返しいじめを行ったりする場合には、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

### ◇いじめを行った背景について、じっくりと話を聞き、今後の行動について考え

させます。

- ・被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や人間関係内での立場などをふり返らせ、今後の行動の仕方について考えさせます。
- ・状況に応じて、関係機関へ相談するなど、専門性を活用して支援にあたります。

#### (4) いじめを行った児童、保護者への助言

◇問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実に基づいて、生徒指導緊急会議のメンバーを中心として、保護者へ連絡を取ります。
- ・事実関係の確認後、迅速に保護者へ連絡を取ります。
- ・親子同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以降の対応を行います。

◇よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・いじめた児童の課題とすべき点について、反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

◇自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

#### (5) 組織的な見守り、指導、助言活動

◇表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。（被害児童も加害児童も）
- ・被害児童には、教職員が適時声をかけて、小さな変化も見逃さない配慮を継続します。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」への指導を行います。

#### (6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

◇躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと、指導・支援にあたります。

- ・児童の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案、及びこれに発展するおそれが高いと校長が判断した場合には、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

## 7. 重大事態への対処

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条に以下のように定義されています。

〈いじめ防止対策推進法〉

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

### 第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (1) 事実関係を明確にするための調査について

- ・調査は生徒指導緊急会議のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先します。

(報告例) 発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→指導課→教育長→市長

#### (2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供について

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠ぺいや虚偽の説明は絶対にしません。

## 8. 年間計画

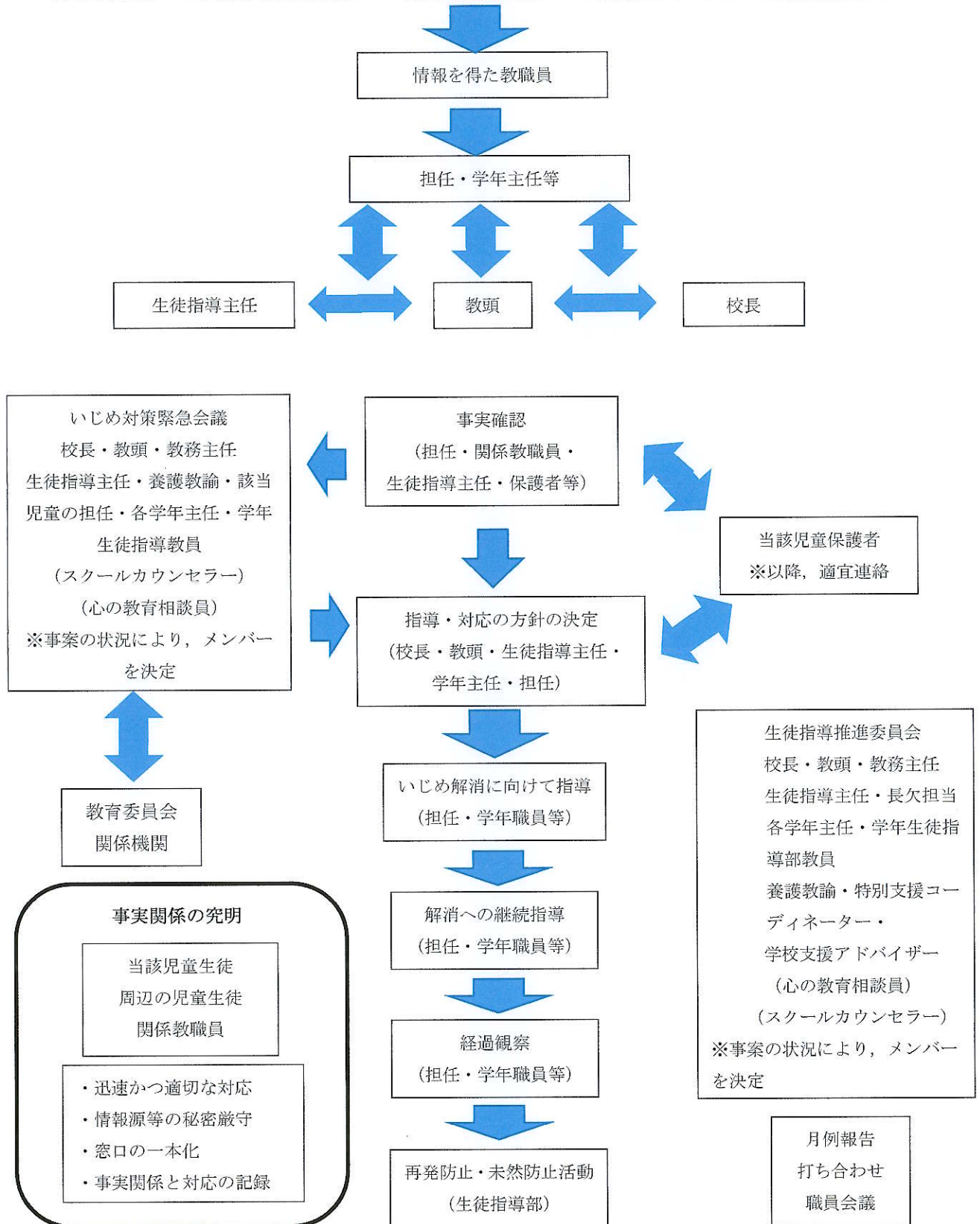
	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	入学式 授業参観 PTA 総会 1年生を迎える会	学校間、学年間の情報交換 相談箱の設置の周知 スクールカウンセラーの周知 SOS の出し方の指導 いじめ対策会議 校内生徒指導研修会 生徒指導推進委員会 生徒指導会議（毎週） 長期休み明けアンケートの実施
5月	避難訓練 第一部会陸上競技大会 印旛地区陸上競技大会 運動会 引き渡し訓練	生徒指導会議（毎週） 学校生活アンケートの実施 教育相談アンケートの実施（5/11） 運動会を通しての団結力・協調性・責任感の育成
6月	教育相談週間 プール指導	生徒指導会議（毎週） 教育相談（5/11～6/12）報告書の提出
7月	高学年スマホ安全教室 全校集会 好学チャレンジ教室 個人面談	生徒指導会議（毎週） 学校生活アンケートの実施 生徒指導アンケートの実施（上旬）
8月		職員研修会
9月	避難訓練 5年宿泊学習	生徒指導会議（毎週） 長期休み明けアンケートの実施 学校生活アンケートの実施
10月	避難訓練 前期終業式 後期始業式 修学旅行 第一部会音楽発表会	生徒指導会議（毎週） いじめ対策会議の実施 生徒指導アンケートの実施（中旬）
11月	ミュージックフェスタ	生徒指導会議（毎週） 学校生活アンケートの実施 教育相談アンケート（11/9）
12月	校内書き初め練習会 全校集会 希望個人面談 人権集会	生徒指導会議（毎週） いじめゼロ宣言 生徒指導会議（毎週） 教育相談（11/9～12/11）報告書の提出

1月	校内書初め大会 佐倉市学力状況調査 避難訓練	生徒指導会議（毎週） 教育相談アンケートの実施（1/12） 希望教育相談（1/12～2/5）報告書の提出 6年生対象のスクールカウンセラー面談
2月	授業参観 6年生を送る会	生徒指導会議（毎週） 生徒指導アンケートの実施（下旬）
3月	全校集会 卒業式 修了式	生徒指導会議（毎週） いじめ対策会議の実施 生徒指導アンケートの相談

※生徒指導アンケート、教育相談の報告書等は児童が中学校を卒業するまで学校保管する。

## 9. 寺崎小学校 いじめ対応の流れ

日常の観察・本人からの訴え（アンケート・教育相談）・周囲の児童の訴え・保護者，地域の情報提供等



- 年度末の「いじめ対策会議」にて、いじめ問題の取り組み全体及び個別の事案に対する対応について、評価を毎年行い、次年度以降の取り組みをよりよく考えていくものとしします。
- この基本方針は、反省をいかし、年度ごとあるいはその途中でも、見直し、改善を加えていくこととしします。
- この基本方針は、学校ホームページに掲載し、本校の取り組みを広く地域や保護者に周知していきます。

## 10. SOSの出し方教育

SOSの出し方教育について、4月上旬に、千葉県が作成した指導資料等を活用し、実施します。

また、長期休み明けごとにアンケートを実施し、休み明けの児童の個々の悩み等を把握し、必要に応じて面談を実施します。ゴールデンウィーク明けに教育相談期間を設定するなど、継続的に児童理解に努めます。

家庭との円滑な情報共有のもと、発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童理解に努め、心身や環境等に係る課題を把握した際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と積極的に連携を図ります。

